

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解(示談)の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和6年(2024年)7月27日

(2) 事故発生場所

東京都中野区中野四丁目12番3号 中野区立中野中学校施設内

(3) 事故発生状況

相手方が、中野区立中野中学校における温水プール開放の利用を終えて、上記(2)の事故発生場所(女性用多目的更衣室内)に設置されていた折り畳み式の椅子に座ったところ、当該椅子の破損により、当該椅子が倒壊し、相手方が転倒した。この事故により、相手方は頭部打撲及び腰部打撲の傷害を負った。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害49,470円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

令和6年(2024年)11月1日

5 区の賠償責任

本件事故は、区が設置管理する椅子の破損により、当該椅子が倒壊したことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、治療費、傷害慰謝料等の合計49,470円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

当該折り畳み式の椅子を撤去するとともに、新たな椅子を設置した。